



真鶴

第 4 号

平成11年8月

議会だより

発行／真鶴町議会 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1 TEL.0465-68-1131



真鶴貴船まつり



町の木
くすのき

もくじ

6月定例会	2
5月臨時会	6
一般質問	7
視察レポート	11

この議会だよりは、再生紙を使用しています

月会 例定 6

報告

平成十年度真鶴町一般会計予算及び平成十年度真鶴町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成十一年度に繰り越したことを、町長より報告がされました。

平成十一年六月定例会は、六月二十二日に会期一日で開かれました。

この定例会では、人事関係一件をはじめ、条例七件、町道路線の認定・変更三件、工事請負契約の締結一件、補正予算五件と意見書一件が提案され、すべての議案は可決(同意)されました。また、請願・陳情が四件提出され、一件は賛成少数で不採択となり、その他三件は担当の各常任委員会に付託されました。一般質問は五人の議員が十二項目にわたり行いました。

人事

真鶴町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

現委員の松本茂さんの任期が、平成十一年七月十九日をもって満了となるため、再任することについて議会の同意がされました。(任期 平成十一年七月二十日～平成十四年七月十九日)

条例

真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行等に伴い、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の新設等について、改定されました。

真鶴町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

介護保険法が平成九年十二月十七日に公布され、平成十二年四月一日から施行されます。その準備として介護認定審査を行う必要がありますので、審査委員会の委員の定数等を定める条例が制定されました。

真鶴町国民健康保険診療所条例の制定について

国民健康保険診療所の新築に伴い、位置の変更等について改正する必要が生じましたが、昭和三十一年に制定された現行条例全体について見直しを行い、新たに条例が制定され、併せて現行条例が廃止されました。

真鶴町国民健康保険診療所の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険診療所の新築に伴い、特別入院室料の改定と入院時食事療養費の算定基準の追加等改定されました。

真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険税本算定の按分の基礎となる課税総所得金額等が把握されたことにより、税率が算定されたので、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び国民健康保険税の減額が改定されました。



新しくなった診療所



消防ポンプ性能検査

真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたため、それに準じて、補償基礎額及び介護補償の引き上げ等の改定がされました。

真鶴町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金支給額の増額の改定がされました。

町道路線

町道路線の認定について

開発行為に伴う用地帰属による道路について、町道路線の認定がされました。

路線番号 真第645号線

起 点 真鶴町真鶴字枇杷

終 点 窪七七〇番九地先

窪七七〇番八地先

町道路線の変更について

(仮称)真鶴斎場建設工事に伴い、同敷地内に町道の一部が編入されているため、管理上、支障をきたすことから、町道路線の変更がされました。

路線番号 真第14号線

起 点 真鶴町岩字上塔ノ前

終 点 二九六番一地先

真鶴町真鶴字塔ノ入

一九一四番一地先

町道路線の変更について

開発行為に伴う用地帰属により道路に異動が生じたため、町道路線の変更がされました。

路線番号 真第628号線

起 点 真鶴町真鶴字用留

終 点 九三一番四六地先

真鶴町真鶴字用留一

九三一番一地先

契 約

工事請負契約の締結について(平成十二年度真鶴町立真鶴中学校屋外運動場整備工事)

現在の屋外運動場は水はけも悪く、表面に小石等もでており、



整備が進む真鶴中学校屋外運動場

使用しにくい状態のため、公立学校体育施設整備事業に係る国庫補助対象事業として、舗装工、排水工、散水工及び砂場を含む附帯施設工等の整備工事を実施するものです。

契約工期は、平成十二年七月二十日から平成十二年十月二十日までです。

補正予算

一般会計補正予算(第一号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ四百九十万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を三十二億三百九十万七千円とするものです。

主なものは歳入で、町税の特別土地保有税が地価の下落に伴う課税標準の修正により減額、負担金の衛生費負担金は、火葬場の外構フェンスとし尿貯留槽の補修に伴う湯河原町からの負担金の追加、県補助金は、民生費で新たに在宅知的障害者施設への通所者が出てきたための追加をするものです。

歳出は、民生費の老人福祉費で、介護認定審査会等の委員報酬を追加し、衛生費の保健婦設置費では、中途採用職員の人件費の追加、消防費の非常備消防費は、前副団長等への報償費の追加を、教育費の中学校費では、用務員の代行業務委託料の減額などです。

国民健康保険事業特別会計(事業勘定補正予算(第二号))

既定の歳入歳出予算にそれぞれ十三万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を八億七千二百四十八万二千円とするものです。

主なものは歳入で、一般の被保険者国民健康保険税率を抑制するため、一般被保険者国民健康保険税の減額と財政調整のための保険給付費支払準備基金繰入金の追加をするものです。

国民健康保険事業特別会計(施設勘定補正予算(第二号))

今回は、歳出だけの補正で、国民健康保険診療所等の建物の新築に伴って、一部地区にテレビの受信障害が発生したので、これを解消するための工事請負費を百万円追加し、予備費を同額減額するものです。

老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

平成十年年度の精算額が確定したことにより、既定の歳入歳出予算にそれぞれ二千五百六十七万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十億五百九十七万四千円とするものです。

主なものは歳入で、支払基金交付金の医療費交付金の精算により、四百三十万三千円の追加と繰越金の二千三百三十七万四千円の追加をするものです。



片岡鶴太郎展

真鶴魚座特別会計補正予算(第一号)

今回は、歳出だけの補正で、「片岡鶴太郎作品展」を開催するための報償費、需用費及び役務として八十八万三千円追加し、予備費を同額減額するものです。

意見書

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を内閣総理大臣・大蔵大臣・文部大臣・厚生大臣・農林水産大臣・運輸大臣・建設大臣・自治大臣・国土庁長官・消防庁長官・林野庁長官及び水産庁長官宛に送付しました。

新たに提出された請願・陳情

請願第一号

真鶴町火葬場施設建て替わりに伴う斎場施設の一部付加を求めることの請願
(不採択・賛成少数)

請願第二号

「消費税率を引き下げ、その減税を求める国への意見書」の採択・提出を求める請願書
(総務常任委員会に付託・継続審査)

陳情第一号

聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める陳情
(民生常任委員会に付託・継続審査)

請願・陳情

結論の出た陳情

陳情第四号

「周辺事態法」案反対の意見書提出を求める陳情
(審議打ち切り)

陳情第一号

「食料・農業・農村基本法および関連施策の制定に向けた意見書」の採択についての陳情
(経済建設常任委員会に付託・継続審査)

陳情第五号

排(埋)土処理の規制強化と防災対策についての陳情書
(趣旨採択・全員賛成)



6 月定例会で審議した議案と結果

議 案 名	審議結果
真鶴町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意 (全員賛成)
真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険診療所条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険診療所の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
町道路線の認定について	可 決 (全員賛成)
町道路線の変更について	可 決 (全員賛成)
町道路線の変更について	可 決 (全員賛成)
工事請負契約の締結について (平成11年度真鶴町立真鶴中学校屋外運動場整備工事)	可 決 (全員賛成)
平成11年度真鶴町一般会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成11年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成11年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成11年度真鶴町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
平成11年度真鶴町真鶴魚座特別会計補正予算(第1号)について	可 決 (全員賛成)
「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書について	可 決 (全員賛成)

5月会 臨時会

施を要したため、地方自治法の規定により専決処分をしたものです。

内容は、個人の所得割の税率の引き下げ、軽自動車税の減免規定の文言の修正と特別土地保有税の課税標準の簡易な修正制度の率の改正をしたものです。

契約

工事請負契約の締結について(仮称)真鶴斎場建設工事)

平成十二年第二回臨時会は、五月十四日に会期一日で開かれました。
この臨時会では、専決処分の承認と工事請負契約の締結について提案され、原案のとおり可決(承認)されました。

専決処分

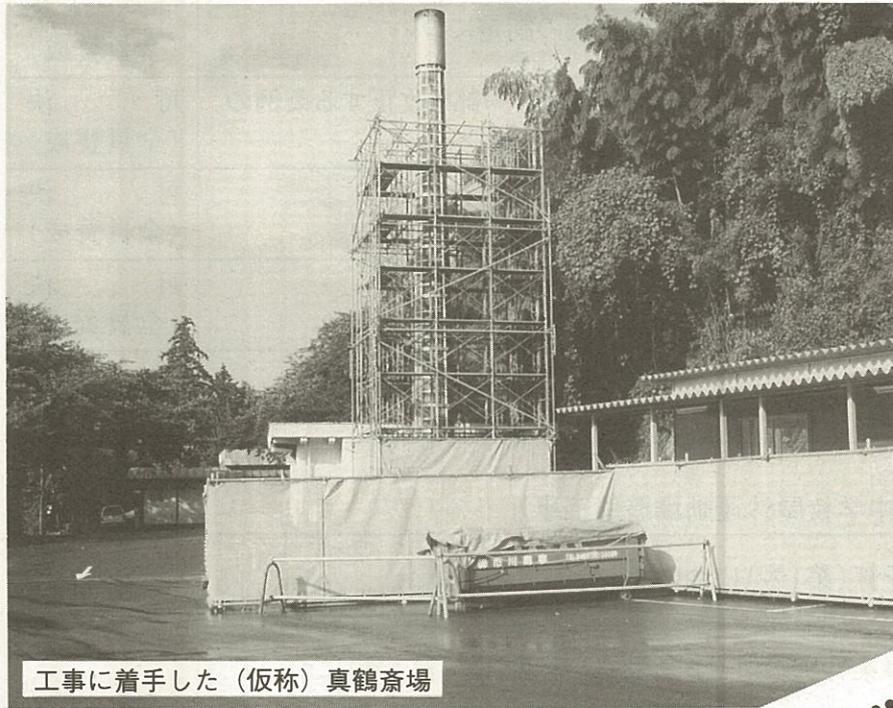
真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律等が平成十二年三月三十一日に公布され、四月二日より施行されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する必要が生じたが、急

現在の施設は、昭和二十六年十二月に建設され、昭和四十二年に基増設したもので老朽化しているため、湯河原町との広域事業として、十、十二年度の二カ年で、無煙・無臭の環境に配慮した施設として現在の場所に建て替えをします。

概要は、鉄筋コンクリート造部二階建、一七五・五㎡、駐車場はバス用三台、その他三十五台分、大型炉三基、待合室三室、告別炉前ホール、収骨室、収骨ホール、エントランスホール、その他機械室、事務室、トイレなどです。

工期は、平成十一年五月十七日から平成十二年十一月三十日までで、工事中は、仮設の待合室を設置、完成後既設の火葬炉と併わせて解体します。



工事に着手した(仮称)真鶴斎場

用語の ポイント

【定例会】

付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことです。定例会は、あらかじめ付議する事件を告示する必要はなく、一般質問を含め、議会の権限に属するすべてを審議することができます。

真鶴町議会の定例会は、毎年(暦年)、三月、六月、九月及び十二月の年四回、開催されます。

【臨時会】

定例会のほかに、臨時に必要な場合、特定の事件に限ってこれを審議するために随時招集される議会のことです。

臨時会の招集に際しては、その臨時会で審議する事件を長はあらかじめ告示しなければなりません。

臨時会では緊急質問はともかくとして、一般質問は許されていません。

Q & A 一般質問

ごみの減量化、 再資源化への 取り組みは

町で実施している家庭の生ごみ処理の推進としてプラスチック製のコンポストを対象機器とした、購入助成金三千円の補助及び子供会やPTA等の資源集団回収団体への一キロにつき五円の奨励金の二点について増額、見直しをする考えはないか。

また、現在可燃物として分別収集している布類、古繊維も再資源化物としてリサイクルへの取組み促進を図るべきと思うが、町の考えを伺う。

回答

電動式生ごみ処理機が販売されるようになり、限度額もそれに見合う程度の見直しをしようかどうかとの質問ですがこの普及にも問題点が多く、もう少し動向を見た上で対処していく考えです。

奨励金については子供会を中心に地域ぐるみで資源回収に取組みごみの減量化や知識の高揚に努めながら検討していきます。布類、古繊維のリサイクルにつきましては、将来に向けての検討課題とさせていただきます。

ふれあい農園、 町民農園の設置は

町有地の利用や農家の休耕地を借用して、町民農園ふれあい農園の開設を提案したいと思うが、設置についての考えを伺う。

回答

特定農地貸付法などの法律に基づき、市町村や農協が開設している市民農園を町内在住者を対象とし、近隣市町村の成功例

を参考にしながら、農協や町農業委員会等と連携を取りながら前向きに検討していきます。

家庭排水の 水質向上を

家庭排水の水質向上を図り、海を汚さない対策について伺う。洗剤についての意識啓蒙を今後どのように行う方針か。環境にやさしいといわれる石けんについて、より一層の使用促進を図る考えはあるか。

回答

現在、神奈川県は洗剤対策推進方針を定め、石けんの使用拡大や分解性の高い無リン洗剤への転換などの促進を図っています。当町としても、環境にやさしい洗剤等についてのパンフレットの配布や広報等による啓発活動を進めていきます。皆さま方にもご協力いただきますようお願いいたします。

災害時の高齢者等の 救急体制は万全か

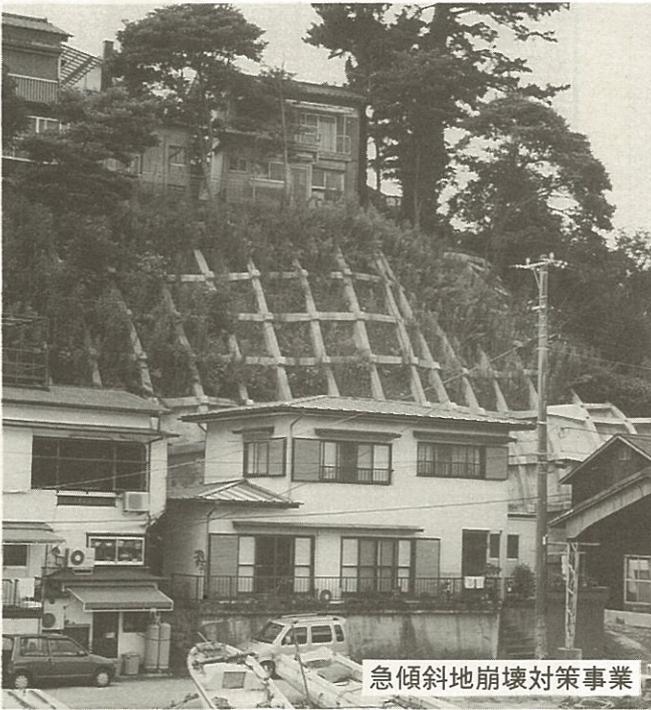
地震や災害発生時の高齢者や要支援対象者の初期救命や救急体制を万全にするため、地域の豊かなコミュニティを前提とし、ひとり暮らしの老人や要介護の人が自ら希望する場合に限って、プライバシーを侵害されることなく、あらかじめ近隣の人に救命救急作業を依頼したり、あるいは登録するシステムの醸成をする必要があると考えますが。

回答

災害時のひとり暮らしのお年



ごみの収集



急傾斜地崩壊対策事業

局地的な集中豪雨や地震災害によるがけ崩れや、濁流災害

防災対策の強化を早急に

寄りや介護を必要とする方々の支援は優先してやらなければならぬと感じています。自治会を母体とする自主防災組織への支援体制のシステムづくり、プライバシーの保護、個人の意志に反して情報が一人歩きしないよう努めながらシステム化を研究していきます。

回答

の予想される地域や危険箇所の特定期間、事業者や開発業者等への改善命令、あるいは行政措置は適宜適切に行われているのか。町の総合計画に基づき順次計画的に行っていく箇所以外にもすぐやらなければならぬ危険箇所もある。総点検と防災対策の強化を緊急に行うべきだと思いが。

空き家等の防火対策は

空き家、空きビル、マンション等の防火対策上、これらの実態を把握して地図に落とすような作業を具体的にすべきではないか。対策を伺う。

回答

空き家の実態調査はしていません。具体的な防火対策も今の時点で特別な手当は講じていません。

情報公開条例制定の進捗状況は

湯河原町の火災予防条例では、所有者、管理者に対し、進入防止、周囲に燃焼の恐れのある物件の除去等の責務があるとうたわれています。消防がそういう状況なのでという形でその都度相談をしていますが。

情報公開条例の制定の準備状況について伺う。

二年前の本会議で事務的な準備を約束したが、既に相当数の自治体が制定施行している。行政がよりよい行政を進めるには、まず行政側から適切な情報を提供する機会をできるだけつくるのが大事だと思うが。

回答

あらゆる情報の公開を今着々とその準備を進めています。情報公開条例だけが情報の公開ではなく、町は既にまちづくり条例の中に情報の公開というものを多く含んでいると思っています。

禁煙対策の徹底を

町立診療所、役場職場内、あるいは会議室での禁煙対策の徹底を図る考えがあるか伺う。

回答

診療所では医局と休憩室以外すべて禁煙というシステムを進めています。

職場内の職員関係での会議には灰皿は出しません。外部の方たちが入った会合の中でも進めていければと思っています。完全に禁煙にするのがいいかどうかは、また検討をしていきたいと思っています。



生活困窮世帯の 葬儀に関しての町の 働きかけについて

生活困窮世帯には斎場側が社会福祉協議会を通して安く使用できるということで町も働きかけをしていくとのことだが、どのような内容で働きかけをするのか。また生活困窮世帯という対象のボーダーラインはどこまでか伺う。

回答

現在、行政福祉あるいは社会福祉協議会が間に入り、便宜を図り実費で行っていますが、制度としてはやっていません。相談事業、思いやり事業で困っている人があれば福祉の仕事として行っています。

新しくできた斎場と共に、両斎場に協議をした中で、どちらか空いている方で受け入れていただくような方法で考えていきたい。

費用については生活保護、国保から支払える葬祭費で二十万円ぐらいを最低金額で提示できないかと考えています。あと二度業者と町が入った協議の中で導入していきたいと思っています。

学校給食器の材質、 取り替え時期は

安全な学校給食器の取り替え時期とその材質について決定がされたのかどうか伺う。

回答

夏休み中に、町学校給食協議会



プールで遊ぶ保育園児

を開催し材質や数量を決定する等の最終的な協議を行い、実施することを二応の目安として、現在進めています。

乳幼児保育・ 学童保育について

乳幼児保育の実態と学童保育についての考えを伺う。

回答

各園の入園状況は、貴船愛尼園三十六名、真鶴自童園四十名、岩愛尼園二十七名、石田保育園六十名、管外委託三名です。

乳幼児保育については一カ月、二カ月位のお子様を預かることは、施設・園の対応が難しい状況ですが、七カ月位のお子様なら受け入れができるような話を聞いています。

学童保育については、過去に話があつたようですが、最近では特に意見等は寄せられていません。教育委員会と連携を密にして今後の課題として進めていきたいと考えています。

真鶴有料道路の 早期無料化を

昨年九月定例会に引き続き、この問題を質問する。

この四月、政党の衆議院事務所を通して無料になる時期と未償還残高を質問した結果は、平成二十年九月末に全区間無料化、現在未償還残高は二百六十億円との回答を得た。年間二十三億六千万円で、うち三割の旧道

区間分は六億九千万円である。

この旧道区間は既に償還を終えて当然無料になるべきもの。

真鶴の商工会もかつて無料化を求めた。真鶴駅から門川まではもともとあつた県道を拡幅したもので構造的にいつても当然無料化し、県が二級国道として管理すべきだと思う。

県内では湘南道路や乙女道路が無料化になり、また、静岡県では、観光収入を増やすために東伊豆道路や下田の有料道路を無料化し、昨年暮れには熱函道路の未償還分を払って無料化した例もある。神奈川県が、この道路の旧道区間分の六億余円を道路公団に払うよう、県に強く要望し、また、湯河原町と手を握って道路公団に要求したり、議会の議決や町の公文書を出すなど、大きな運動をして真鶴町民の要求を実現してほしい。無料化になれば町の経済にもプラス。不況の中、全国的にも脚光を浴びる点でも、ぜひ積極的に取り組むよう強く求めたいが。

回答

この道路は道路公団のドル箱。今後もさらに熱海への道・バイパスを考えてまた新しく料金を取り続けるのか、ただしたところ、



真鶴有料道路

介護保険の 諸問題について

そうした考えはないと表明してきました。あと九年待つほかにないのです。公団は一度料金を設定すると、政党議員であれ、運輸関係の大御所の申し入れであれ、解消しません。壁は厚いが言い続けることだけはします。今までは孤軍奮闘。行政の長としてできる限りのことをしています。応援を求めます。

昨年行ったモデル事業の問題点をこの議場で明らかにされたい。第二に保険料等の支払い困難な低所得者が排除されないよう、国保と同様の減免制度を設ける

ことはどうか。
第三に非課税所帯の利用料については、減免制度を導入する考えはないか。

第四に現状での介護保険法定サービスと法定外サービスとはどう区分されているか。審査状態を明らかにせよ。現在の福祉水準は後退させないという町長の議会時の答弁はそのままか。

第五に認定されない人で現在サービスを受けている人は、そのまま引き続き受けられるか。

最後に、在宅や施設に加え、コミュニティ介護を考えているというが、検討の現状はどうか。また、基盤や制度の問題点が解決されるまで、町は保険料の徴収を延期する考えはないか。

進捗状況を議会の担当委員会に報告するなり資料を提示して公開するなど、事業が本当に町民に理解されるよう求めたいが。

回答

モデル事業の結果、第一次のアンケートは昨年九月から十月に実施六十五歳以上の八四・七％、千六百七十五人の回答を得ました。

第二次として、福祉サービスを利用している百七十人を訪問、個別調査票を作り、その中から県の指定人数六十人をモデル対

象にしました。在宅の三十六人、施設の二十四人です。

判定の結果は、在宅、施設とも要介護度1、2が多く、特に在宅では、要介護度5が施設入所者よりも多く、在宅型のサービスの拡充が求められています。また、申請からケアプランの作成までの体制づくり、制度の理解を得るためのパンフレットの全戸配布をして広報活動を進めます。

第一の介護保険料の減免制度は、国保同様、災害により家屋等に著しい損害を受けたときに特例で適用されます。

第三の軽減制度は、所得に応じて六割、四割の減額を予定。非課税所帯の利用料一割負担には、高額住宅支援サービス費が政令で定めれば、高額の場合に支給されます。その他、所得に応じた利用料の減免制度が導入される予定です。

第四の法定内の事業は、町の事業として進めますが、法定外については社会福祉協議会が移送事業、寝具の乾燥、給食サービスを行っています。

次に、認定されない人、要支援と自立の中間的な人には、サービスの低下をさせないような仕組みづくり、社協の役割など協議を進め、真鶴らしいものを町民の力を合わせて推し進めます。最

後に基盤の整備と保険料の徴収延期の件ですが、要介護のサービスの選択肢を用意して、来年四月のスタートに向けて体制づくりを進めています。

真鶴港整備計画の 経過と今後の方針は

県の新総合計画で来年度以降に再整備が予定され、そのための計画策定調査が行われたが、どのような結果になり、住民の合意はどうか。特別委員会の報告がないので、整備の現況と今後の方針について、本会議での説明を求める。

石積みの状況が大きく変わり、観光客が駐車場を求めている現況に行政側はどう対応するのか。

回答

過去の基本構想を踏まえた県の計画調査が平成三年度に再度行われ、新港は広範囲のエリアを探して提言するよう求められました。町全体の海岸線を考慮し、平成四年度から石材関連施設に適したエリアを県と共同で調査検討しましたが、まだ最適地の方向性は得ていない現状です。



真鶴港

特別委員会を設置して再整備を討議して現在に至っています。この間、採石場から港への運搬時や船への積み込み時の騒音や振動粉塵による住居環境の悪化が問題となり、また、三社のうち二社が廃業になりました。状況が変わり計画の規模縮小が予想されるなか、昨年度行った利用者懇談会や個別ヒヤリングの意見をもとに、今年度はさらに港湾利用者関係団体や自治会代表者等で協議会を設置して、図面を

作成、早期実現に向けて行きたいと考えています。この祭りが過ぎた夏以降、港湾の一部を区切り、昼間は観光車が常に入れるような駐車場にとりあえずしておきます。そうしながら、新しい港湾は、海の区画整理とそれに見合った整備を行うため、町民の意見を聴取し、早ければ平成十三年にも着工したいのですが、まだそこどころが見えない状況です。

視察レポート

6月24・25日

長野県南安曇郡堀金村
犀川安曇野流域下水道
(アクアピア安曇野)

すてきなまちさわやかにくらしを目指し、真鶴町の下水道事業は、平成十三年度供用開始を目標に現在整備を行っています。そこで友好親善提携を結んでいる、長野県南安曇郡堀金村で昨年の五月一日から一部の地域で供用開始となった犀川安曇野流域下水道を視察しました。

堀金村公共下水道事業は、村の豊かな自然環境を守り、村民の生活環境整備のため「犀川安曇野流域下水道関連事業」として平成四年に国の事業認可を受け、下水道管の敷設工事を着々と進めてきました。奇しくも本町も同じ年度に事業に着手しています。ここで若干、堀金村の概要を紹介いたします。

安らぎとロマンただよう村づくりをビジョンにかかげる堀金村は、北アルプスの麓、安曇野のほぼ中央に位置し、豊科町、穂高町、三郷村、安曇村と隣接し、村のシンボルである日本アルプス常念岳、蝶ヶ岳を有し東西十五・七km、南北五・六km、面積六十四・九六km²の横長の村域をなしています。常念岳から連なる山林は村全体の七七%を占め、山林標高差が二、三三七mあり、広大な森林資源に恵まれています。そこを源とする烏川が犀川に東流し、安曇野と呼ばれる扇状地を作り出している。その平坦部は、北東に緩やかに傾斜した集落と耕地となっており、奈良井川水系の拾ヶ堰、梓川水系の中信平用水、烏川の豊富な水と、地味肥沃な地質に恵まれて豊かな穀倉地帯となつています。特筆すべきこととして、松本市から車で三十分という立地条件に恵まれて、松本のベッドタウンとして県下で有数の人口増加率をみると同時に、水準指数、成長力指数とも最もバランスのとれた市町村として評価を得ているという羨ましい話です。ちなみに平成十年十二月現在で、人口八、五七〇人です。

さて、今回の目的地であるアクアピア安曇野は、堀金村の近隣二町三村を処理区域とし全体面



アクアピア安曇野

積三、八四九haで、現在の整備状況は普及率二一・三%、水洗化率三一・六%で二町が平成九年十二月に供用開始、堀金村は平成十年五月に供用開始し残り二村が平成十一年秋、供用開始の予定となっております。

建設位置は、長野自動車道に程近い環境に適した所にあり、広大な土地に近代的な設備として五百億円をかけている施設です。

現地に到着し、改選直後のため、新人議員が多いという、堀金村議会の皆さまと合同で視察、長野県下水道公社・中信管理事務所長より説明を受けました。

その後施設を見学、現在、最初及び最終沈殿池と反応タンクは増設工事中です。

処理場視察の後、堀金村役場にて、村の下水道事業について説明を受けた。特に受益者負担金と使用料については最大の関心事です。村では、下水道審議会を発足し(議員六名、民間六名)で約半年かけて論議し、まとめたということでした。

下水道が整備されると、土地の資産価値が増大します。そのため「負担の公平」という観点から、下水道整備費の一部を下水道が使用可能となった方から負担金としていただく。堀金村では、

負担金を均等割りと面積割の合算により賦課することとし、その割合を均等割七〇%、面積割三〇%としました。その結果均等割四十六万円と区画二㎡当たり百八十円を徴収しています。たとえば、宅地面積五〇坪(六五㎡)を計算してみると四十八万九千七百円となり、これを五年二十回で納めると、一回当たり二万四千四百八十五円になります。

使用料については、一カ月当たり基本料金が一〇㎡まで千六百円で、超過分は段階的に二〇㎡まで百六十円から、二九㎡以上が三百円と設定している。たとえば、二カ月で六五㎡の使用の場合、二カ月分の基本料三千二百円プラス前二カ月分の超過使用料で二万四百五十円と計算されます。現在の本町では、家庭などから排出される汚水は、ほとんど未処理のまま道路側溝に流しています。まちづくり条例にうたっている夜光虫のすめる海を取り戻すためにも、今後も町の皆さまと共に知恵を出し合って、実現に取り組んでまいります。



堀金村で説明を受ける

あなたも議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政のうごきや議員活動、議会運営などを知る最も良い方法です。手続きは簡単です。お気軽におかけください。次の定例会は、9月に行われます。日程などは9月中旬の議会運営委員会で決まります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

電話 68-1131 内線 362~363

編集後記

昨年六月議会のあと、議会だよりの発行に向けて準備に入り、試作号をつくり、九月の定例会の際に、全議員の了解のもとに創刊号を発行、今回で四号目をお届けすることができました。

これまで編集作業に携わったのは最初のことであつて、とりあえず議会運営委員会の委員でした。一般質問の質疑の内容を限られた紙面に要約して、正確にわかりやすく掲載する作業は、できれば全議員が経験したいものです。九月には議会の委員会構成も変わり、編集委員も交替するでしょう。よりよい議会だよりにするため、皆さまからの率直なご意見をお待ちします。

真鶴町議会編集委員会

- 委員長 遠藤 忠一
- 副委員長 青木 照夫
- 委員 奥津 光隆
- 露木 八郎
- 東谷 真由美
- 福井 弘行

